

地域医療構想（御坊保健医療圏構想区域）

第11回 調整会議 補足資料（資料概要）

【資料1について】

◆令和2年度病床機能報告(速報値)について

- ・2025年の必要病床数は655床となっており、現状は695床
- ・病床別で見ると、急性期病床が過剰となっているのが現状
- ・令和3年度の病床機能報告から、診療実績の報告が通年化される（別添）

【資料2について】

◆地域医療構想、医療計画について

（1）感染拡大時に備えた対応

- 保健医療計画の記載事項の追加
 - ・新興感染症等の感染拡大時の対応について新たに記載
 - ・新興感染症等の発生後、速やかに対応できるよう予め準備を進めておくことが重要である点が、災害医療と類似していることから、「5事業」に追加することが適当
→ 5疾病・6事業・在宅医療へ
- ⇒第八次医療計画（2024年～2029年度）に盛り込む

（2）地域医療構想の考え方

- 地域医療構想と感染拡大時の取組との関係
 - ・感染拡大時の短期的な医療需要には医療計画に基づき対応
 - ・地域医療構想は基本的な枠組みを維持しつつ実施
- 地域医療構想の実現に向けた今後の取組
 - ・公立、公的医療機関の具体的対応方針の再検証を議論。併せて、民間医療機関においても改めて対応方針の策定を推進
 - ・国による財政支援の充実
→病床機能再編支援（廃止病床への補助等）や税制優遇措置の創設（R3年度～予定）

（3）地域医療構想の実現に向けた今後の工程

- 具体的な工程について速やかに明らかにする必要がある（詳細は不明）

【資料3について】

◆外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等について

○外来機能の明確化・連携

- ・入院医療とともに外来医療についても明確化・連携の議論を進めていく必要がある
- ・「医療資源を重点的に活用する外来(仮称)」(以下、「重点外来」)に着目
- ・重点外来として、
 - 医療資源を重点的に活用する入院前後の外来(悪性腫瘍手術前後の外来など)
 - 高額等の医療機器・設備を必要とする外来(外来化学療法、外来放射線治療など)
 - 特定の領域に特化した機能を有する外来(紹介患者に対する外来等)
- などを想定(具体的な内容は今後さらに検討)
- ・各医療機関が都道府県に重点外来に関する医療機能を報告する「外来機能報告(仮称)」を2022年度から実施予定
- ・外来機能報告では、国から提供されるデータを確認し、病床機能報告と一体的に報告する(当面の対象は一般病床及び療養病床を有する医療機関で、無症診療所は任意)
- ・外来機能報告を踏まえ、地域医療構想調整会議等で外来機能の明確化・連携を一体的に協議
- ・今後示される国の基準に当てはまる場合、「重点外来基幹病院(仮称)」(=紹介患者への外来を基本とする医療機関)になりうるが、あくまで地域の話し合いで決定
- ・一般病床として200床以上の病院が重点外来基幹病院になった場合は、定額負担制度の徴収義務対象になることが検討されている

○かかりつけ医機能の強化、外来医療における多職種の役割、外来医療のかかり方に関する国民の理解の推進

【資料4について】

◆地域医療介護総合確保基金について

- ・地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業(今期通常国会に法案提出)
【新区分】
 - 新たな病床機能の再編支援

【資料5について】

◆御坊保健医療圏構想区域における外来医療計画の実績

- ・令和2年4月1日以降、2か所の診療所が新規開設し、診療機能及び医療機器の共同利用状況の報告があったので情報共有

以上、よろしくお願い致します。